

第7回大阪府市統合本部会議資料

公民役割分担に基づく民営化等に向けた
現行法上の課題等
【A項目(経営形態の見直し)】

平成24年3月29日

大阪府市統合本部事務局

■公民役割分担に基づく民営化等に向けた現行法上の課題等【A項目(経営形態の見直し)】

(※注)とりうる経営形態の一つとして、記載の経営形態を選択した場合の課題等を整理

関連法	関連法等 所管省庁	事業名称	経営形態 の 選択肢 (※注)	調整を要する 関係省庁 (関連法所管 省庁除く)	現行法上の課題等	解決策
(地方財政法) 地方公営 企業法	総務省	地下鉄 (バス)	株式会社化 (民営化)	—	【企業債の取り扱い】 ・地方財政法では、公営企業については、地方債をもってその財源とすることができるとされているが、企業債は地方公営企業を有する自治体の債務であり、公営企業が廃止された場合は、当該自治体が債務を負担することになる	・事務を引き継ぐ新会社が債務を引き継ぐことができ、また、企業債の繰上償還を必要とする場合は、償還財源を可能な限り低利で調達できるようにすることが望ましい
地方 公務員法	総務省	地下鉄 (バス)	株式会社化 (民営化)	—	【職員の身分】 ・新会社の従業員は公務員でなくなることから、市を退職して転籍することが必要となる(退職手当、年金などの処理が必要になる)	・新会社設立と同時に新会社従業員とみなせるようにすることが望ましい
補助金 適正化法	財務省	地下鉄 (バス)	株式会社化 (民営化)	国土交通省	【補助金の取り扱い】 ・地下鉄建設やノンステップバス購入にあたっての国からの補助金について、返還が必要となる可能性がある	・新会社が営業する路線やサービスと公営企業のそれらの実態を比較して、基本的に変化がない場合は、補助金の返還を必要としないことが望ましい

公営事業
の民営化
に関する
特別法(承
継法)の整
備が望ま
しい
(参考)東
京地下鉄
株式会社
法

■公民役割分担に基づく民営化等に向けた現行法上の課題等【A項目(経営形態の見直し)】

関連法	関連法等 所管省庁	事業名称	経営形態 の 選択肢	調整を要する 関係省庁 (関連法等所管 省庁除く)	現行法上の課題等	解決策
地方独立 行政法人法	総務省	病院	非公務員型の 地方独立行政 法人による 一体的運営 (めざす場合)	厚生労働省 (医療法等 所管省庁) その他関係 法令 所管省庁	・地独法上、異なる設立団体が新たに 共同で法人設立する場合しか想定され ておらず、既存の地方独立行政法人の 統合は想定されていない ⇒効率的な経営統合手法を検討する 必要あり(以下の手法が考えられる) ※①府立病院機構を解散し、改めて府 市共同で新たな非公務員型独立行政 法人を設立(解散にあたっては、設立 団体への財産返還、清算手続を経る 必要があるため、病院運営に支障) ②統合に先行して、市立病院事業を非 公務員型の地独法人化、府立病院機 構の非公務員型への移行を行ったの ちに、両法人を統合(地独法人の統合 を想定した規定整備が必要) ③市立病院事業を府立病院機構に吸 収させて統合(法人設立後に、追加出 資により複数の設立団体による共同設 立に変更することについて規定整備が 必要) ・なお、地独法人化等により、各病院の 設置運営主体が変わる場合は、病院 の設置運営に必要な申請・届出を改め て行う必要があり、相当の時間を要す る(医療法、精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律など広範にわたる)	・既存の地方独立行政法人の統合を 想定した規定整備などが望ましい ・また、府立病院機構の非公務員型 への移行については、地独法の改正 を盛り込んだ地域主権第3次一括法 案を今次国会に提出中。法案が成立 すれば、府立病院機構について、定 款変更による非公務員型への円滑 な移行が可能となる見通し ・国立病院機構については、個別法 令(43法令)の適用に関する経過措 置が認められており、法人化前の許 可、認可、指定等が新法人に承継さ れたものとみなされる(国立病院機 構法施行令第16条)。地方独立行政 法人の円滑な統合を図るためには、 同様の措置がとられるよう規定整備 されることが望ましい

■ 公民役割分担に基づく民営化等に向けた現行法上の課題等【A項目(経営形態の見直し)】

関連法	関連法等 所管省庁	事業名称	経営形態 の 選択肢	調整を要する 関係省庁 (関連法所管 省庁除く)	現行法上の課題等	解決策
地方独立 行政法人法	総務省	文化施設 (博物館)	地方独立 行政法人化 (めざす場合)	文部科学省	・地方の博物館施設は地独法上の対 象業務となっていない(地独法第21条、 地独法施行令第4条) ※文科省は、可能であるとの見解を既 に示している ※総務省は、地独法上の対象業務拡 大について、行政改革の観点から国に おいても縮小する方向で見直している こと等を踏まえ、法令改正には慎重で ある ※国の博物館施設は独立行政法人に より運営されている	・所管省等に働きかけ、地独法施行 令第4条に「博物館施設」を追加する ことで対象事業として選択可能とする ことが望ましい
		一般廃棄物 (収集輸送 業務)	地方独立 行政法人化 (めざす場合)	環境省	・ごみの収集輸送業務に従事する現業 職員の非公務員化を図る場合、地独 法人化は選択肢の1つとなるが、地独 法は対象事業を限定列挙しているもの の、廃棄物処理事業は含まれていない (地独法第21条)	・地独法を改正し、廃棄物処理事業を 対象事業とすることで、地方独立行政 法人化を選択可能とすることが望まし い ・あわせて、廃棄物処理法など関係 法令を改正する

■公民役割分担に基づく民営化等に向けた現行法上の課題等【A項目(経営形態の見直し)】

関連法	関連法等 所管省庁	事業名称	経営形態 の 選択肢	調整を要する 関係省庁 (関連法所管 省庁除く)	現行法上の課題等	解決策
地方独立 行政法人法	総務省	大学	公立大学 法人 の統合	文部科学省	・地独法上、設立団体が異なる場合の法人統合が想定されていない(統合規定がない) ※①府大・市大の両大学法人を解散し、府市で新法人を設立 ②一方の法人を解散し、他方の法人に吸収 のいずれかの手法をとることになる(解散法人は、設立団体へ財産を返還し、清算手続きを行う必要がある) ・新たな大都市制度が実現した場合(設立団体が同一となった場合)であっても、2以上の地独法人の統合は想定されていない ・現行の地独法では、法人は企業への出資が認められておらず、また長期借入も設立団体以外は認められていない	・2以上の地独法人(公立大学法人)の統合に関する規定整備を行い、設立団体への財産返還や清算手続きを経ず、統合による事業承継を可能とすることが望ましい
地方公務員等 共済組合法				—	・移行型地独法人を解散すると、新法人に移行する職員が加入していた公立学校共済の適用が切れ、短期給付(健康保険)がカバーされなくなる(上記、大学の統合手法①の場合のみ、②の場合は問題なし)(地方公務員等共済組合法第141条の2、同144条の3第1項第11号)	・地独法・地方公務員等共済組合法の改正により、新法人に移行する職員には、引き続き公立学校共済が適用されることが望ましい
学校教育法	文部科学省		教育学部 の設置	総務省	・学校教育法(附則)及び地独法では、公立大学法人は大学及び高等専門学校しか設置できないとされており、大学設置基準で附属学校の設置が必要とされる教育学部の設置ができない(地独法第21条第2号、学校教育法附則第5条)	・法改正等により公立大学法人でも附属学校の設置が可能となり、教育学部を設置できるようになることが望ましい

■公民役割分担に基づく民営化等に向けた現行法上の課題等【A項目(経営形態の見直し)】

関連法	関連法等 所管省庁	事業名称	経営形態 の 選択肢	調整を要する 関係省庁 (関連法所管 省庁除く)	現行法上の課題等	解決策
卸売市場法	農林水産省	市場	指定管理者制度 の導入 (市・市場) (めざす場合)	総務省	・中央卸売市場の開設者が行う業務のうち、業務指導監督などの分野については、指定管理者に行わせることができない(卸売市場法第9条、農林水産省総合食料局長通知(平成23年4月13日付)中央卸売市場業務規程例第57条) ※地方自治法において指定管理者は施設の管理運営を行うことを主旨としているため	・中央卸売市場業務規程例第57条に定める指定管理者の行う業務の範囲の拡大が望ましい
下水道法	国土交通省	下水道	上下分離方式 の導入 (めざす場合)	—	・今後、コンセッション方式を採用し、包括的に事業運営権を民間に移譲する場合には、下水道法上の公権力の行使に係る権限との整理が必要となる	・現行法上、民間への委譲可能な業務権限の範囲を整理し、最適な上下分離のあり方を検討する

- 水道事業(市水道局と大阪広域水道企業団の統合(一部事務組合)に向けて検討中)【関連法: 地方自治法、地方公営企業法、水道法など】
- 一般廃棄物事業(ごみ収集輸送については民営化、ごみ処理については一部事務組合を中心に検討中)【関連法: 地方自治法、廃棄物処理法】
- 消防事業(府域消防の一元化(大阪消防庁)に向けて検討中)【関連法: 消防法、消防組織法】
- 港湾事業については、港湾管理者の統合(広域自治体、一部事務組合、港務局)に向けて、移行すべき業務、移行にともなう諸課題について検討中
【関連法: 地方自治法、港湾法、海岸法、広域臨海環境整備センター法など】
- 公営住宅事業(府営住宅の市への移管に向けて検討中)【関連法: 公営住宅法】